

今治市MICE誘致促進事業費補助金交付要綱

令和5年4月1日制定

今治市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、今治市で開催されるMICEの誘致を促進し、今治市内の観光産業の振興、地域経済の活性化及び交流人口の拡大を図るため、市内で行われるMICEの開催経費の一部として、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成17年今治市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱においてMICEとは、企業等の会議、企業等が行うインセンティブ旅行（宿泊地が今治市鈍川地区であるものに限る。）、国際機関、団体又は学会等が行う国際会議、展示会、見本市、その他多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内においてMICEを開催しようとする者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げる全ての事項を満たすMICEとする。

- (1) 今治市内での宿泊を要するMICEを開催すること。
- (2) 参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。
- (3) 今治市内の宿泊施設に宿泊する県外在住の参加者数（宿泊日数を乗じて得た延べ人数とする。以下「延べ宿泊者数」という。）が、50人以上であること。
- (4) 今治市内の体験型メニュー・エクスカージョン（市内の有料の体験コンテンツ又は観光施設等を利用するものに限る。）を、会期中に組み込み実施すること。ただし、別表1に定める市内高等教育機関と連携し開催する学術的な大会、学会、会議、集会、研究会又はこれらに準ずるもの（以下「連携学会等」という。）である場合は、これを要しない。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるMICEは、補助の対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他の機関が主催又は共催するもの。
- (2) 国、地方公共団体その他の機関から同様の趣旨の補助金の交付を受けているもの。
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- (4) 営利を目的とするもの。
- (5) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるもの。
- (6) 企業等のワーケーションとして実施するもの。

(7) 前6号に掲げるもののほか、市長が適当でないとするもの。

(補助対象経費、補助基準額及び補助条件)

第5条 補助対象経費、補助基準額及び補助条件は、別表2に定めるところによる。

2 補助金の額は、次のいずれか低い方の額とする。ただし、延べ宿泊者数が50人から100人の場合は50万円、延べ宿泊者数が100人を超える場合は100万円を限度とする。

(1) 別表2に定める補助対象経費に係る支出額の合計額から、負担金、参加料、スポンサー料、寄附金その他の収入の合計額を控除した額

(2) 別表2に定める補助基準額の合計額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、今治市MICE誘致促進事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別記様式第2号)

(2) 収支予算書(別記様式第3号)

(3) その他市長が必要とする書類

(審査及び交付決定の通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、速やかに補助金の交付の決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付に条件を付することができる。

(変更の申請等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ今治市MICE誘致促進事業費補助事業変更承認申請書(別記様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額の変更

(2) 補助対象経費の20%を超える増減

(3) 事業内容の重要な変更

2 市長は、前項の申請があったときは、審査のうえ変更の承認の適否を決定し、補助事業者に通知する。

(補助事業の廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、今治市MICE

C E 誘致促進事業費補助事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第13条に規定する概算払により受けた補助金がある場合には、精算しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは今治市M I C E 誘致促進事業費補助事業実績報告書（別記様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 収支決算書（別記様式第 7 号）
- （2） 事業報告書（別記様式第 8 号）
- （3） 宿泊証明書
- （4） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、市長に補助金の請求をするものとする。

2 市長は前項の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

（補助金の概算払）

第13条 前条の規定にかかわらず、市長は、補助事業の実施上必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、今治市M I C E 誘致促進事業費補助金概算払請求書（別記様式第 9 号）に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の精算）

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の概算払いを受けた場合は、補助金の額の確定後、補助金の精算をするものとする。

2 前項の場合において、概算払の額が確定額を上回るときは、市長が発行する戻入書により、概算払の額が確定額を下回るときは、今治市M I C E 誘致促進事業費補助金精算払請求書（別記様式第10号）により精算を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決

定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱により、市長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、補助事業の施行について不正の行為があったとき。

(関係書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間保管しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

市内高等教育機関

	学校名	住所
1	今治看護専門学校	今治市別宮町七丁目 3 番 2 号
2	愛媛県立愛媛中央産業技術専門学校	今治市桜井団地四丁目 1 番地 1
3	学校法人今治明德学園今治明德短期大学	今治市矢田甲 688 番地
4	学校法人加計学園岡山理科大学 (今治キャンパス)	今治市いこいの丘 1 番地 3
5	学校法人白光学園今治商業専門学校	今治市中日吉町一丁目 7 番 8 号
6	国立波方海上技術短期大学校	今治市波方町波方甲 1634 番地 1

別表 2 (第 5 条関係)

補助対象経費	補助基準額	補助条件
<p>消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、使用料及び賃借料</p>	<p>補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額</p>	<p>1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額</p>
<p>宿泊費</p>	<p>一人あたりの上限額を国内参加者5,000円、海外参加者10,000円とし、これに宿泊者数を乗じたものとする。</p>	<p>企業等が行うインセンティブ旅行については、宿泊地を今治市鈍川地区に限る。</p>
<p>謝礼金</p>	<p>一催行につき、10万円を上限とする。</p>	<p>謝礼金の支出対象団体は、今治市郷土芸能登録団体（獅子舞・太鼓）のみとする。</p>
<p>体験型メニュー費 エクスカーション費</p>	<p>一人あたりの上限額を1,500円とし、これに参加者数を乗じたものとする。</p>	<p>市内の有料の体験コンテンツ又は観光施設等を利用する者に限る。</p>

別記様式第1号（第6条関係）

今治市MICE誘致促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

今治市MICE誘致促進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

補助金申請額 _____ 円

（添付書類）

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 その他必要関係資料

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

事業計画書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 実施場所	
4 事業の概要	
5 事業の実施により期待される観光への効果	
6 連携先（連携学会等を開催する場合のみ記載）	

収 支 予 算 書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積 算 根 拠
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分 (対象経費 別区分)	合計額 (A)+(B)	補助対象 経費(A)	補助対象外 経費 (B)	積 算 根 拠 ※補助対象外経費については、括弧書きで記載すること
計				

「参 考」

今治市指令記号第 号

年 月 日

今治市M I C E 誘致促進事業費補助金交付決定通知書

住 所

団体名

代表者氏名 様

今治市長 印

年 月 日付けをもって申請のありました今治市M I C E 誘致促進事業費補助金については、同補助金交付要綱第7条の規定により、次の条件を付けて交付します。

記

1 補助金交付決定額 円

2 条件

- (1) 使途が申請の目的に違反すると認めたときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがある。
- (2) この補助金は、申請の目的以外に使用してはならない。
- (3) この補助金の使途については、今治市監査委員の監査を受けることがある。
- (4) この事業終了後は、速やかに今治市M I C E 誘致促進事業費補助事業実績報告書を提出しなければならない。

別記様式第4号（第8条関係）

今治市MICE誘致促進事業費補助事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け今治市指令第 号で交付決定通知のあった今治市MICE誘致促進事業を次のとおり変更したいので、同補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（事業の内容）

変更前	変更後

（経費の内訳） 別紙収支予算変更書のとおり

「別紙」

収支予算変更書

(1) 収入の部 (上段括弧書き：変更前、下段：変更後)

(単位：円)

区分	合計額 (A)+(B)	対象経費 (A)	対象外経費 (B)	積算根拠
市補助金				
自主財源				
その他				
計				

(2) 支出の部 (上段括弧書き：変更前、下段：変更後)

(単位：円)

区分 (対象経費 別区分)	合計額 (A)+(B)	補助対象 経費(A)	補助対象外 経費(B)	積算根拠 ※補助対象外経費については、 太字書き で記載すること
計				

別記様式第5号（第9条関係）

今治市MICE誘致促進事業費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け今治市指令第 号で補助金交付決定のあった今治市MICE誘致促進事業を中止（廃止）したいので、同補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

1 事業の中止（廃止）理由

2 中止（廃止）の時期

別記様式第6号（第10条関係）

今治市MICE誘致促進事業費補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け今治市指令第 号で補助金交付決定のあった今治市MICE誘致促進事業が完了したので、同補助金交付要綱第10条の規定により次のとおり報告します。

記

1 補助対象経費 円

2 補助金交付決定額 円

3 添付書類

（1）収支決算書

（2）事業報告書

（3）宿泊証明書

（4）その他必要関係資料

収 支 決 算 書

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A) - (B)	差引の理由
市 補 助 金				
自 主 財 源				
そ の 他				
計				

（2）支出の部

（単位：円）

区 分 (対象経費 別区分)	予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (A) - (B)	差引の理由

計				
---	--	--	--	--

別記様式第8号（第10条関係）

事業報告書

1 事業名	
2 実施期間	年 月 日～ 年 月 日
3 実施場所	
4 事業の概要	
5 事業の実施による観光効果 に市業への	

「参 考」

今治市指令記号第 号

年 月 日

今治市M I C E誘致促進事業費補助金交付額確定通知書

住 所

団体名

代表者氏名 様

今治市長

印

年 月 日付け今治市指令第 号で交付決定の通知をした補助金については、
年 月 日付けで提出のあった今治市M I C E誘致促進事業費補助事業実績報告書に基づき、下記のとおりその額を確定する。

記

1 交付決定額 円

2 確 定 額 円

※支払には、請求書が必要となります。

別記様式第9号（第13条関係）

今治市MICE誘致促進事業費補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け今治市指令第 号で補助金交付決定のあった今治市MICE誘致促進事業について、同補助金交付要綱第13条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

内訳

交付決定通知額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

担当者

職（担当）

電話番号

氏名

別記様式第10号（第14条関係）

今治市M I C E 誘致促進事業費補助金精算払請求書

年 月 日

（宛先）今治市長

住 所

団体名

代表者職・氏名

年 月 日付け今治市指令第 号で補助金交付決定のあった今治市M I C E 誘致促進事業が完了したので、同補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

円

内訳

交付決定確定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円

担当者

職（担当）

電話番号

氏名